

# 平成31年度事業計画書

法人名 社会福祉法人 長崎厚生福祉団

## 1. 法人の経営理念及び経営方針

経営理念：「福祉文化の創造」

経営方針：健康で安心と生きがいのある暮らしを支援するために、地域に密着したサービスを提供し、「福祉文化の創造」を目指します。

## 2. 基本方針

- (1) 平成31年度介護報酬改定に対する的確な対応と収支の改善
- (2) 虐待防止及び人権擁護対策と法令遵守の徹底
- (3) 稼働率98%対策による収入向上と経費の見直し
- (4) 会計監査人の設置に伴う内部統制の徹底
- (5) 防火・防災・防犯対策の徹底
- (6) 採用・定着・育成の強化
- (7) ひとづくりプロジェクトの推進
- (8) 腰痛予防対策の推進
- (9) メンタルヘルス対策の推進
- (10) 働き方改革への対応と働きやすい職場環境づくりの推進
- (11) 地域貢献活動の推進
- (12) 生活支援ハウス鶴舞苑Ⅱの他社会福祉施設への転用検討
- (13) 収益事業（賑橋パーキングセンター）の見直し

以上、これらの方針に則り事業を展開するために、以下の重点目標に取り組みます。

## 3. 重点目標（重点課題）

- (1) 平成31年度介護報酬改定に対する的確な対応と収支の改善

平成30年度介護報酬改定により、介護老人保健施設をはじめとする一部の事業について、収支の改善が必要な状況になってきています。介護老人保健施設2施設については、現在「基本型」の報酬を算定していますが、今後は「加算型」の算定を目指して体制を整えていく必要があります。通所系事業所についても、報酬改定の影響があるだけではなく、稼働率が伸び悩んでおり、赤字となっている事業も存在します。これらの事業については、収支の改善が必要ですが、ここ数年、景気向上による企業の採用活動の活発化、長崎県においては若年者の県外流出等の影響による生産年齢人口の減少により、介護職員をはじめとした人財確保が益々困難となってきており、人員体制の確保を踏まえると人件費を抑制することは得策ではないと判断しています。よって、後述しますが、適正な人員配置を行った上で、その人員配置に見合った稼働率向上を目指すことと、経費の見直しが最も必要な収支改善策だと判断しています。

また、平成31年10月には、介護保険事業所に務める介護職員に対して「特定処遇改

善加算」が創設されることが決定しました。詳細な要件について不明な点がありますが、詳細がわかり次第、加算の取得を検討し、介護職員の更なる処遇改善に努めていきます。

#### (2) 虐待防止及び人権擁護対策と法令遵守の徹底

平成28年度、当法人内事業所において発生した虐待事案については、所轄庁の指導に基づき、改善策を実行中であるとともに、定期的な報告を行っています。当法人としましては、この事案を風化させることがないよう、法人内研修に虐待防止研修を盛り込むとともに、当該事業所での取り組みについて法人内で共有し、人権擁護とともに引き続き再発防止に努めていきます。

また、規則・規程等を随時見直すことにより法令遵守の実効性を高めることができるよう努めていきます。

#### (3) 稼働率98%対策による収入向上と経費の見直し

平成30年度より、外部コンサルティング会社指導の下、毎月開催している施設長・センター長会議（経営会議）の在り方を見直し、実行しています。現在は、施設長・センター長だけでなく、3か月に1回程度、稼働率が低迷している通所系事業所の相談員も会議に参加し、研修を行うとともに、好事例や課題を共有し、営業手法や事業運営方法を学び、現場での収益性と生産性の改善に繋げています。まだ具体的な効果が出ていませんが、今後も継続していくことにより、稼働率の向上を目指していきます。

また、法人全体として経営状況が厳しくなっている為、施設長・センター長会議において、稼働率向上による収入面の改善だけではなく、支出面に関する現状把握も行い、事業所単体の予算と実績の管理のみならず、法人全体で資金計画や長期修繕計画を作成し、経費コントロールを実施できるよう努めていきます。

#### (4) 会計監査人の設置に伴う内部統制の徹底

社会福祉法改正に伴い、当法人において、会計監査人を選定しました。平成29年度より会計監査人による監査が実施されており、法人及び各事業所に対する定期的な往査を受けています。この往査を通じた会計監査人からの指導を基に、内部管理体制の基本方針書及び会計実務処理要綱を制定しました。現在、この基本方針書に沿った体制を整えるとともに、実務に則した形で会計実務処理要綱の見直しを行っています。今後も顧問税理士とも協力して内部統制の整備に努め、透明性の高い情報開示を行っています。

#### (5) 防火・防災・防犯対策の徹底

5年前に長崎市内で発生したグループホーム火災を教訓に、防火・防災対策に関する職員の意識を高め、建築基準法、消防法における建物の安全性を図る為、ハード面（建物・設備に関する安全点検の実施、防災物品・防災製品の活用等）、ソフト面（避難訓練等の実施、日常点検の実施等）の双方において計画的な取り組みを継続します。火災の原因がリコール製品であったこともあり、当法人内でリコール情報の収集を定期的実施し、各事業所における点検作業を継続していきます。また、策定した防災計画に基づく訓練の実施及び具体的な対策について、引き続き検討していきます。平成31年度は大規模災害が発生した際に必要となる防災備蓄用品及び事業継続計画の整備について検討していきます。

一方、平成28年7月に神奈川県相模原市で発生した、元職員による入所者殺傷事件を受け、各事業所における防犯対策の見直しを行い、平成29年度から、防犯カメラを中心

とした防犯対策設備の整備を行っています。まだ一部の事業所において設置が完了しておりませんが、自治体の補助金活用を検討しながら、平成31年度以降も整備を検討していきます。また、防犯に関する法人内研修を実施する予定です。

安全運転管理についても引き続き徹底を図ります。具体的対策としては、送迎を行う職員への安全運転講習の実施、毎朝の健康状況及びアルコール検知器の使用による酒気帯びの有無の確認、車輛の使用前点検の実施を徹底するとともに、運転専門の職員を適正に配置し、職員の負担軽減を図っていきます。

#### (6) 採用・定着・育成の強化

日本においては、人口減少社会に突入し、人口減少以上に生産年齢人口が減少することが予想されています。それとともに高齢者人口が急増する人口オーナス期となっていきます。前述したように、労働集約産業である介護福祉業界においては、人財の確保が事業存続の生命線となり、人材確保ができなければ事業が継続できません。

当法人では、「人材」を「人財」として意識し、「人財の採用・教育」＝「投資」であり、採用はマーケティング活動であるという認識を持ち、他企業との人材の奪い合いに終始することのない人財獲得競争に勝ち得るだけの対策を実行していきます。また、人財についても収入・支出と同様に「入るを量りて出づるを制す」の考えの下、採用、定着、育成を三位一体として取り組みを強化していきます。

新卒採用については、養成校各校の定員割れが続いていることを踏まえ（長崎市の短大では、平成31年3月の卒業生を以て介護福祉士養成科を廃止することが決まっています。また、専門学校においては、外国人留学生の割合が増加しています）、長崎県内の養成校だけではなく、長崎県外の養成校とも連携を図り、Uターン就職者を含めた人財確保に努めていきます。特に平成30年度の新卒採用では、大卒予定者15名を内定しましたが、そのうち14名が内定辞退という結果になりました。結果として大卒者については1名、その他短大・専門卒者4名、高卒者5名の計10名が入職することとなりましたが、このような事は初めての経験でした。

平成31年度は、更に採用環境が厳しくなると予想されるので、採用手法に関する更なる工夫が必要です。これまで法人としては、業務執行理事1名体制で新卒採用、中途採用の業務を実施しておりましたが、採用手法の多様化により、業務が多岐に亘っています。これらのことを踏まえ、平成31年度からは法人本部に採用担当者1名を専任配置し、採用に関する業務を2人体制で行うことで、これまで実施できなかったことに着手していきます。結果として新卒者の内定辞退を防ぐことに繋げていきます。

中途採用については、各事業所においてお仕事説明会を開催し、事業所の採用力の向上に繋げるとともに、採用チャネルの複線化を図っています。特に人口減少と若年者流出で採用が厳しい対馬地区においては、お仕事説明会のみならず、介護職員実務者研修の実施等による他事業所との差別化をすることで介護職員の確保に努めていきます。また、ここ数年、復職者や職員紹介により法人全体で年10～20名程度採用できています。人財不足の中、これらの成果を更に向上させる工夫を検討していきます。

定着については、平成19年度から実施している新入職員研修及びフォローアップ研修、平成21年度から実施している中途採用者研修等を継続するとともに、平成25年度から実施した入職2年目、3年目、5年目以降のフォローアップ研修を継続していきます。ま

た、職員とのコミュニケーションを強化していく為、施設長・センター長による職員との個別面談を推進することで相互理解を深め、採用後短期間での離職を抑えるとともに、更なる離職率の低下を図っています。平成31年度は法人内研修の中で1on1ミーティングの研修を取り入れ、施設長・センター長及び中堅職員の面談スキルの向上を目指すことで、離職率の低下を目指していきます。

育成については、各事業所におけるOJTだけではなく、平成20年度から取り組んでいる法人横断的な職員の基礎づくり対策の継続、教育専門機関による各種研修の充実を図り、各事業所の状況に応じた研修を企画・検討し、生産性の向上に反映させることができるよう工夫していきます。介護職員に対して平成24年度から取り組んでいる喀痰吸引等研修についても継続して取り組んでいきます。平成31年度は外部受講者の受け入れも実施していきます。

#### (7) ひとつづくりプロジェクトの推進

平成26年8月より外部コンサルティング会社による助言の下、『ひとつづくりプロジェクト』を推進しています。

『ひとつづくりプロジェクト』では、「新卒採用チーム」と「中途採用チーム」の2チーム体制を構築。「新卒採用チーム」には入職して5年以内の新卒職員が参加、「中途採用チーム」には各事業所から中堅職員が参加し、それぞれテーマを決めて課題解決に取り組んでいます。そうすることで、職員主体の改善を繰り返すプロセスができ、結果として職員の採用・定着に資する取り組みに繋がっています。これからも職員が働きやすい職場づくりを目指し、様々な取り組みを検討し、福祉のひとつづくりを実践していきます。

#### (8) 腰痛予防対策の推進

平成25年6月に厚生労働省において「職場における腰痛予防対策指針」が改訂されました。当法人においても、特に特別養護老人ホームや介護老人保健施設において利用者の重度化が進行しており、現場の介護職員及び看護職員が抱えている身体的負担が大きくなっています。現在、稲佐の森においては、ケアに従事する全ての職員に対し「腰痛症患者機能評価質問票」を用いた調査を実施しており、治療を要する場合は、専門医の受診を勧めています。また、平成26年度からはスライディングボード等の福祉用具の活用による介護職員の負担軽減を図っており、一部の事業所において活用が定着して効果を発揮していますが、法人全体としてはまだまだ実践に結びついていない現状があります。今後は、福祉用具の活用を更に促進するために、活用ができていない法人内事業所の視察を行うとともに、実践のノウハウを共有することにより、腰痛予防対策を推進していきます。また、平成27年度に作成した移動・移乗の動画マニュアルも活用や、腰痛予防体操の実践についても継続していきます。

#### (9) メンタルヘルス対策の推進

平成26年6月25日に公布された労働安全衛生法の一部を改正する法律により、従業員に対するストレスチェックと面接指導の実施等を義務づける制度が創設され、平成27年12月1日に施行されました。

法律改正を踏まえ、当法人においても、平成28年度より年に1回全職員に対してストレスチェックを実施し、産業医へ報告するとともに、管轄の労働基準監督署への報告を実施しています。メンタルヘルス対策については、事前に職員の兆候を把握することが肝要

であり、前述した定期的な職員面談を実施することで兆候を把握できるように努めていきます。また、ストレス対策が虐待防止対策になるということについても理解を促していきます。

#### (10) 働き方改革への対応と働きやすい職場環境づくりの推進

働き方改革関連法案が平成30年6月に可決・成立し、7月に公布されました。法は平成31年4月から順次施行されます。法の要旨は、「働き方改革の総合的かつ継続的な推進」、「長時間労働の是正と多様な働き方の実現等」、「雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保」の3つを柱としています。当法人に関連する項目としては、①時間外労働の上限規制、②年次有給休暇の取得義務化、③同一労働同一賃金の推進が挙げられます。

①について、当法人の職員1人あたり月平均時間外労働は3～4時間となっており、法人全体としては問題ありませんが、対馬地区の事業所において、一部人員体制が厳しくなっている職種の職員に過度な時間外労働が生じています。この点について、採用または対馬地区内の施設間異動による職員配置を目指していきます。

②について、当法人の有給休暇取得率は79%ですが、一部の職員については有給休暇の取得が進んでいない状況が見受けられます。今回の取得義務化により、計画的な有給休暇の取得を図っていきます。

③については、どのような方針が定められるのか現時点では不明ですが、方針が決まり次第、顧問社会保険労務士と協力し対策を講じるとともに、キャリアパス及び賃金体系の見直しを図っていきます。

今後は、様々な業務においてICT等を活用した業務効率化ができないか研究し、効果が高いと認められるものから優先順位を付けて年度ごとに推進していきます。まずは法人内事業所でICT機器が活用できるような体制を構築する為に、平成31年度中に法人内のネットワーク環境を整備します。

#### (11) 地域貢献活動の推進

稲佐の森においては、平成27年度より、地域に開かれたカルチャー教室『WAC倶楽部』をはじめ、認知症カフェや各種イベントの開催など、法人の公益事業を主体とする新たな活動を始めたことにより、これまで係わる機会を持ち得なかった地域の方々には当法人を知っていただくきっかけとなりました。また、今後の社会福祉法人の在り方を視野に入れた地域貢献向上会議の開催により、職員間にもその活動内容がわかるよう努めています。平成28年度は、それらの活動の継続と拡大を図るために、地域へ出向き、「出前」による認知症カフェ『オレンジカフェ』の開催など交流の場を設け、地域住民と一緒に取り組むことで、地域のニーズを的確に把握できるよう努めてきました。

今後は、稲佐の森以外の各事業所において、地域に応じた地域貢献活動について検討していきます。

#### (12) 生活支援ハウス鶴舞苑Ⅱの他社会福祉施設への転用検討

生活支援ハウス鶴舞苑Ⅱについて、平成30年度より長崎市との委託契約を締結しておらず、実質的に事業を休止している状況です。当該施設については、現存するハードを活用して、他の社会福祉施設への転用（補助対象財産の所有者の変更を伴わない目的外使用）ができないか検討し、財産処分の手続きについて、長崎市と協議していきます。

(13) 収益事業（賑橋パーキングセンター）の見直し

当法人で収益事業として経営している賑橋パーキングセンターについて、社会環境の変化等の影響もあり、平成29年度は平成28年度と比較して、収入が5%程度大きく減少しました。平成30年度の収入についてもほぼ横ばいで推移しています。この影響により、事業活動計算書上は利益が出ていますが、資金収支計算書上は借入金の元金償還もあり、収支が赤字となり、運営資金の補填が必要な状況となる見込みです。収益事業の大きな目的は、収益事業で得た利益を、社会福祉事業に還元することですが、現状ではその役割が果たせなくなってきました。また、社会福祉法人においては、社会福祉事業から収益事業への資金異動ができない為、運営資金の補填は金融機関からの借入れのみとなります。

これらのことを鑑み、賑橋パーキングセンターの事業運営について、社会福祉事業としての方向性を検討し、平成30年度に引き続き、事業の在り方について見直しを行います。

4. 事業内容

(1) 法人の設立

法 人 の 名 称	設立年月日
社会福祉法人 龍愛会 (厚生省社第664号 昭和54年7月26日)	昭和54年8月10日
社会福祉法人 県央会 (厚生省社第934号 昭和57年10月18日)	昭和57年11月10日
社会福祉法人 龍起会 (厚生省社第900号 昭和58年12月17日)	昭和59年1月21日
社会福祉法人 長崎厚生福祉団 (3法人合併 長崎県指令2高援第238号 平成2年3月30日)	平成2年9月18日

(2) 現在経営している施設

住 所	施 設 名 称	開設年月日	定員 (名)
東彼杵郡 川棚町小串郷 358 番地 1	特別養護老人ホーム くじゃくの家	昭和55年9月1日	60
	くじゃくの家 ショートステイセンター	昭和55年12月9日	1
	くじゃくの家 デイサービスセンター	平成14年10月1日	18
大村市 荒平町1250 番地	軽費老人ホーム サンライフ	昭和58年8月8日	50
	サンライフデイサービスセンター	平成18年5月1日	15

長崎市 秋月町 389 番地 1	特別養護老人ホーム 鶴舞苑	昭和 59 年 10 月 1 日	50
	鶴舞苑ショートステイセンター	昭和 59 年 10 月 1 日	4
長崎市 魚の町 3 番 27 号	魚の町ヘルパーステーション	平成 2 年 6 月 1 日	—
	魚の町デイサービスセンター	平成 8 年 10 月 1 日	10
対馬市厳原町 東里 223 番地 3	特別養護老人ホーム いづはら	平成 3 年 5 月 1 日	50
	いづはらデイサービスセンター	平成 3 年 3 月 22 日	30
	いづはらデイサービスセンター (対馬市地域生活支援事業)	平成 15 年 4 月 1 日	
	いづはらショートステイセンター	平成 3 年 5 月 1 日	20
	いづはらショートステイセンター (障害者福祉サービス事業)	平成 15 年 4 月 1 日	—
	いづはらケアサービスセンター	平成 12 年 4 月 1 日	—
長崎市 大谷町 418 番 1	介護老人保健施設 シンフォニー稲佐の森	平成 3 年 3 月 25 日	100
	シンフォニー稲佐の森デイケアサービスセンター	平成 3 年 3 月 25 日	30
長崎市 大谷町 418 番 1	稲佐の森ケアサービスセンター	平成 12 年 4 月 1 日	—
長崎市 大谷町 418 番地 1	ケアハウス 稲佐の森	平成 15 年 10 月 1 日	50
長崎市 大谷町 418 番地 1	特別養護老人ホーム 鶴舞苑Ⅱ	平成 15 年 11 月 1 日	100
	ショートステイセンター 鶴舞苑Ⅱ	平成 15 年 11 月 1 日	20
	デイサービスセンター 鶴舞苑Ⅱ	平成 15 年 11 月 1 日	18
	生活支援ハウス 鶴舞苑Ⅱ	平成 15 年 10 月 1 日	20
	グループホーム 鶴舞苑Ⅱ	平成 15 年 11 月 1 日	9

長崎市 大谷町 418 番地 1	疾病・介護予防運動センター 稲佐の森	平成 15 年 10 月 1 日	—
	高齢者総合福祉センター 稲佐の森	平成 15 年 10 月 1 日	—
	在宅介護サービスセンター 稲佐の森	平成 15 年 10 月 1 日	—
	稲佐の森診療所	平成 15 年 10 月 1 日	—
	稲佐の森診療所通所リハビリセンター	平成 18 年 6 月 1 日	40
長崎市 大谷町 418 番地 1	介護老人保健施設 シンフォニー稲佐の森Ⅱ	平成 15 年 11 月 1 日	100
	デイケアサービスセンター シンフォニー稲佐の森Ⅱ	平成 15 年 11 月 1 日	40
長崎市 田手原町 653 番 1	救護施設 彦山の森 (平成 22 年 2 月 24 日長崎市淵町より移転。改称)	平成 17 年 4 月 1 日	50
長崎市 旭町 8 番 23 号 203	長崎市西部地域包括支援センター	平成 18 年 4 月 1 日	—
長崎市 栄町 5 番 5 号	賑橋パーキングセンター	平成 22 年 12 月 1 日	—
対馬市巖原町 東里 303 番地 1	特別養護老人ホーム いづはらⅡ	平成 29 年 4 月 1 日	50
	ショートステイセンターいづはらⅡ	平成 29 年 4 月 1 日	40
	配食サービスセンターいづはらⅡ	平成 30 年 4 月 1 日	—

(3) 施設の種別別定員数

施設種類	施設数	入所定員(名)
特別養護老人ホーム	5	310
軽費老人ホーム	1	50
ケアハウス (特定施設入居者生活介護)	1	50
救護施設	1	50
生活支援ハウス	1	20
介護老人保健施設	2	200
短期入所生活介護	5	85
通所介護	5	91



通所リハビリテーション	3	110
グループホーム	1	9
計	25	975

(4) 役員及び評議員数

理事 6名 監事 2名 評議員 7名

役職名	氏名
理事	千々岩 源 士
理事	藤 善 亘
理事	川 添 弘 之
理事	浦 喜 雄
理事	石 橋 裕 之
理事	千々岩 源 大
監事	山 本 和 雄
監事	石 橋 和 夫
評議員	松 谷 蒼一郎
評議員	田 浦 直
評議員	佐 藤 了
評議員	池 松 正 徳
評議員	井手口 弘 明
評議員	村 川 啓一郎
評議員	飛 永 高 秀

(5) 会計監査人

監査法人 彌榮会計社

5. 理事会の開催予定

開催年月日	場 所	議 題
平成 31 年 6 月	本部 役員会議室	① 平成 30 年度法人事業報告並びに本部会計決算について ② 平成 30 年度施設事業報告並びに施設会計決算について
平成 31 年 9 月	本部 役員会議室	① 業務執行状況の報告について

平成 31 年 12 月	本部 役員会議室	① 業務執行状況の報告について
平成 32 年 3 月	本部 役員会議室	① 平成 31 年度補正予算について ② 平成 32 年度法人事業計画並びに本部会計予算案について ③ 平成 32 年度施設事業計画並びに施設会計予算案について ④ 業務執行状況の報告について

#### 6. 評議員会の開催予定

開催年月日	場 所	議 題
平成 31 年 6 月	本部 役員会議室	① 平成 30 年度法人事業報告並びに本部会計決算について ② 平成 30 年度施設事業報告並びに施設会計決算について ③ 理事の選任について ④ 監事の選任について
平成 32 年 3 月	本部 役員会議室	① 平成 31 年度補正予算について ② 平成 32 年度法人事業計画並びに本部会計予算案について ③ 平成 32 年度施設事業計画並びに施設会計予算案について

#### 7. 監事監査の実施予定

開催年月	場 所	監 査 項 目
平成 31 年 5 月	本部 役員会議室	① 平成 30 年度決算 ② 平成 30 年度事業報告 ③ 理事会・評議員会議事録 ④ 財産目録 ⑤ 諸規程 ⑥ 平成 30 年度行政監査の指摘事項

#### 8. 役員の研修計画

- ・全国社会福祉施設経営者協議会主催の介護保険事業経営に関するセミナー（随時）
- ・全国社会福祉施設経営者協議会主催の社会福祉法人経営に関する講座（随時）

#### 9. 主な施設整備（修繕）計画

##### （1）施設・設備整備

- ・Windows 7サポート終了に伴うパソコン買替（法人全体）
- ・Wifi環境設置工事（法人全体）
- ・防災備蓄用品整備（法人全体）
- ・稲佐の森セントラルキッチン設備・機器買替（稲佐の森）
- ・井水受水槽接続工事（稲佐の森）

- ・特別養護老人ホーム鶴舞苑Ⅱ空調機器更新
- ・介護老人保健施設シンフォニー稲佐の森火災受信機更新
- ・稲佐の栄養ソフト更新
- ・救護施設彦山の森スチームコンベクションオープン買替
- ・救護施設彦山の森倉庫購入
- ・救護施設彦山の森栄養ソフト更新
- ・軽費老人ホームサンライフエレベーター更新
- ・軽費老人ホームサンライフ栄養ソフト更新
- ・特別養護老人ホームくじゃくの家栄養ソフト更新
- ・特別養護老人ホームいづはら栄養ソフト更新
- ・特別養護老人ホームいづはら温冷配膳車買替
- ・特別養護老人ホームいづはらⅡ温冷配膳車買替

## (2) 修理・修繕

- ・ケアハウス稲佐の森駐車場フェンス改修工事
- ・救護施設彦山の森トイレ改修工事
- ・特別養護老人ホームいづはら空調、給湯配管、ポンプ等修繕

## 10. その他

- ・平成15年度に竣工したWACセンターを核とする「WAC IN NAGASAKI」の一体整備におけるリハビリパークだけがまだ完成していません。平成31年度も遊休資産活用の視点からその計画について引き続き検討していきます。

以上